

福井県報

第 349 号
令和 7 年
5 月 13 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 有害な興行の指定（268・県民安全課）……………1
- 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（269・障がい福祉課）……………1
- こども療育センター使用料の徴収事務委託（270・こども療育センター）……………2
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（271～275・森づくり課）……………2
- 土地改良区の定款変更の認可（276～279・丹南農林総合事務所）……………4
- 道路の位置の指定（280・嶺南振興局）……………5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（DX推進課）……………5
- 土地改良区の役員の退任（3件・福井農林総合事務所）……………7
- 土地改良区の役員の就任（5件・同）……………7
- 土地改良区の役員の退任（4件・丹南農林総合事務所）……………8
- 土地改良区の役員の就任（4件・同）……………9
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（道路保全課）……………10
- 都市再開発法の規定による福井駅前南通り地区市街地再開発組合の定款の変更の認可（都市計画課）……………11
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任の変更（建築住宅課）……………11

教育委員会告示

- 福井県指定文化財の指定（1・生涯学習・文化財課）……………11

監査委員告示

- 監査の結果に基づく措置の公表（9、10）……………11

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施（42・生活安全企画課）……………21

告 示

福井県告示第268号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

指定期限 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年4月22日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	秘顔一ひがん— (原題) HIDDEN FACE	シンカ (韓国)

福井県告示第269号

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

病院・診療所

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院 医療	はやせ脳神経頭痛クリニック	福井市花堂東1-16-6	早瀬 睦		福井市木田3-1602-4	令和7年5月1日

訪問看護ステーション

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院 医療	訪問看護ステーションくるり	敦賀市木崎8-2-8	株式会社 めぐりけあ	代表取締役 岩間 めぐみ	敦賀市若葉町2-1001-6	令和7年5月1日
精神通院 医療	ねこのあしあと	福井市種池2丁目510	社会福祉法人 この道福祉会	理事長 木津 朋泰	福井市燈豊町39-6-59	令和7年5月1日

福井県告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、こども療育センターの使用料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
株式会社 ニチイ学館
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
こども療育センターの使用料の徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和7年4月1日

福井県告示第271号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市熊坂134字北舂谷69の1、69の2、69の3（国有林）、70、71の1、72、99、100の1、135字南舂谷24、25、58の1から58の3まで、59の1、59の2（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第272号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市熊坂134字北舂谷73の1、73の2、74から76まで、77の1から77の4まで、78、79の1、79の2、80から87まで、88の1、88の2、89から98まで、105、106、107の1、107の2、108から114まで、115の1から115の3まで、116の1、116の2、117の1、117の2、118の1、118の2、119から121まで、135字南舂谷1から9まで、10の1、10の2、11、12の1から12の3まで、26から33まで、34の1、34の2、35、36の1、36の2、37、38、39の1、39の2、40の1、40の2、41、42の1、42の2、43から45まで、46の1、46の2、47から51まで、52の1から52の3まで、53、54の1、54の2、55の1、55の2、56の1、56の2、57
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第273号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市権世市野々23字大水無1、2の1、2の2、3、4の1、5から52まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第274号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があ

ったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あわら市後山111字後山谷1から14まで、15の1、16から21まで、112字中ヶ谷1から11まで、12の1、12の2、13から19まで、113字滝ヶ谷1から14まで、15の1、15の2、16から22まで、133字坂ノ尻8、9の1、9の2、10から14まで、15の1、15の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

後山133字坂ノ尻8、9の1、9の2、10から14まで、15の1、15の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第275号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あわら市東山110字船窪1の1、2から7まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
日野川用水土地改良区	令和7年4月15日

福井県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江日野川西部土地改良区	令和7年4月17日

福井県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井朝日土地改良区	令和7年4月21日

福井県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
松ヶ鼻土地改良区	令和7年4月21日

福井県告示第280号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県敦賀市本町二丁目11番7号
株式会社 大栄土地
代表取締役 松永 由朗

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
敦賀市公文名5号和久野ノ上49番14、51番4	6.00	63.9

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- 調達をする業務の名称および数量
共用サーバ利用システム運用業務 一式
- 業務の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。
- 契約期間
令和7年7月1日から令和10年7月31日まで
ただし、令和7年7月1日から令和7年7月31日までの間は引継ぎ期間とし、業

務実施期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間とする。

この場合に、福井県において契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- 過去3年間に、公共団体（国、地方公共団体等）から委託されたWeb方式のオンラインシステム運用業務を2年間以上履行した実績を有する者であること。
- 調達仕様書2. 2(2)①に定める技術者を派遣可能な者であること。
- 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者には、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年5月13日（火）13時00分から令和7年6月2日（月）17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものであるとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年6月23日（月）9時00分から令和7年6月24日（火）16時00分まで

(3) 開札日時

令和7年6月26日（木）15時00分

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事項

(1) 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

(2) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）dx-suishin@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および

通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨の通りに、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Operation of the System using Shared-Server
- (2) Date, time of Bidding:
9:00A.M. 23rd June 2025 - 4:00P.M. 24th June 2025
- (3) Period of contract:
Date of the contract to 31st July 2028
- (4) The place for delivery and Contact for notice:
DX Promotion Division, Department of Future Creation,
Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui Prefecture,
910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0270

足羽南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 清水 栄治 福井市生部町5-17

本郷荒谷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	谷口 礎	福井市荒谷町18-16
〃	常岡 秀夫	福井市荒谷町27-21
〃	坂口 勇次	福井市荒谷町18-12-1
〃	吉田 利広	福井市荒谷町19-47-2
〃	東谷 正行	福井市荒谷町22-4
監 事	巻端 信男	福井市荒谷町23-18-1
〃	岡本 健作	福井市上野本町2-1206

西安居土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	末定 育雄	福井市安田町1-7
〃	末定 高領	福井市安田町1-4
〃	谷山 満	福井市安田町3-31-5
〃	大谷 善雄	福井市安田町2-2
〃	西村 仁	福井市安田町3-8
〃	越間 康雄	福井市下市町15-106
〃	吉田 茂一	福井市下市町21-39
〃	山田 芳也	福井市下市町21-11
監 事	西村 孝一郎	福井市安田町1-12
〃	阪下 輝雄	福井市安田町1-10

足羽南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 山崎 実夫 福井市生部町3-12

本郷荒谷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 谷口 礎 福井市荒谷町18-16
〃 常岡 秀夫 福井市荒谷町27-21
〃 坂口 勇次 福井市荒谷町18-12-1
〃 吉田 利広 福井市荒谷町19-47-2
〃 東谷 正行 福井市荒谷町22-4
監 事 山下 新吾 福井市荒谷町43-4
〃 岡本 健作 福井市上野本町2-1206

清水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 高橋 明 福井市清水畑町34-8

西安居土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 末定 育雄 福井市安田町1-7
〃 田畑 稔 福井市安田町3-2
〃 永井 利昌 福井市安田町4-28
〃 西村 和修 福井市安田町4-34
〃 彦坂 修宏 福井市安田町1-10

〃 越間 康雄 福井市下市町15-106
〃 吉田 茂一 福井市下市町21-39
〃 山田 芳也 福井市下市町21-11
監 事 西村 孝一郎 福井市安田町1-12
〃 阪下 輝雄 福井市安田町1-10

神明下土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 杉本 眞 永平寺町鳴鹿山鹿第12号16番地
〃 酒井 一男 永平寺町下浄法寺第10号10番地
〃 橋本 真理子 永平寺町下浄法寺第18号51番地
〃 前川 次夫 永平寺町鳴鹿山鹿第21号47番地1
〃 柚木 孝俊 永平寺町鳴鹿山鹿第31号2番地
〃 山上 道夫 永平寺町鳴鹿山鹿第13号62番
監 事 谷原 敬一 永平寺町鳴鹿山鹿第2号5番地1

鯖江河端土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治
役員名 氏 名 住 所
理 事 吉村 哲雄 鯖江市上河端町15-14
〃 澤田 清和 鯖江市上河端町22-23
〃 笠嶋 伊三男 鯖江市上河端町39-54
〃 品川 善浩 鯖江市上河端町44-25
〃 笠嶋 一昭 鯖江市上河端町46-4
〃 中村 久明 鯖江市上河端町49-72
〃 笠嶋 正信 鯖江市上河端町55-43
〃 笠嶋 雅典 鯖江市下河端町57-53
〃 宮前 浅則 鯖江市下河端町60-51
〃 天谷 栄一 鯖江市下河端町66-33
〃 坂井 秀則 鯖江市下河端町68-66

♪ 高田 真吾 鯖江市下河端町68-69
 ♪ 笠嶋 実喜雄 鯖江市下河端町69-17
 ♪ 八田 登師男 鯖江市下河端町71-20
 監 事 吉村 正信 鯖江市上河端町16-32
 ♪ 古村 正史 鯖江市下河端町71-7
 ♪ 田中 敏幸 鯖江市西袋町7-6

日野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	佐治 覺次	越前市中平吹町74-4
♪	佐治 卯門	越前市中平吹町81-40-3
♪	石田 吉彦	越前市四郎丸町40-14
♪	青木 源久	越前市妙法寺町13-2-1
♪	田中 正範	越前市千福町553
♪	田中 由巳	越前市高瀬1-20-19
♪	西岡 賢人	越前市上太田町40-21
♪	田中 丈造	越前市下四目町10-17
♪	川端 保郎	越前市新保町19-13
監 事	久野 茂樹	越前市四郎丸町37-10
♪	高橋 明彦	越前市常久町2-9
♪	古木 信夫	越前市上太田町33-20-6

鯖江片上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	宮崎 大	鯖江市南井町4-6
♪	山本 敏雄	鯖江市南井町6-22
♪	前田 正人	鯖江市四方谷町1-1
♪	稲崎 長	鯖江市四方谷町5-44
♪	佐々木哲郎	鯖江市四方谷町4-3

♪ 柏崎 浩 鯖江市大野町8-12
 ♪ 杉野 正左衛門 鯖江市大野町20-24
 ♪ 山下 幸市 鯖江市大野町52-13
 ♪ 黒田 正知 鯖江市別所町30-39
 ♪ 小島 守夫 鯖江市別所町30-54
 監 事 西川 善裕 鯖江市四方谷町5-13
 ♪ 杉本 忠義 鯖江市大野町9-10-3
 ♪ 笠嶋 正信 鯖江市上河端町55-43

鯖江日野川西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	牧野 仙一	鯖江市上野田町7-11-2

鯖江河端土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏 名	住 所
理 事	吉村 正信	鯖江市上河端町16-32
♪	吉村 治基	鯖江市上河端町22-15
♪	笠嶋 伊三男	鯖江市上河端町39-54
♪	品川 善浩	鯖江市上河端町44-25
♪	笠嶋 一昭	鯖江市上河端町46-4
♪	中村 久明	鯖江市上河端町49-72
♪	笠嶋 正信	鯖江市上河端町55-43
♪	笠嶋 雅典	鯖江市下河端町57-53
♪	宮前 浅則	鯖江市下河端町60-51
♪	天谷 栄一	鯖江市下河端町66-33
♪	坂井 秀則	鯖江市下河端町68-66
♪	高田 真吾	鯖江市下河端町68-69
♪	笠嶋 実喜雄	鯖江市下河端町69-17
♪	八田 登師男	鯖江市下河端町71-20

監事 石本 浩司 鯖江市上河端町48-70
〃 佐々木 良壽 鯖江市下河端町57-46
〃 稲崎 長 鯖江市四方谷町5-44

日野土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 佐治 覺次 越前市中平吹町74-4
〃 石田 吉彦 越前市四郎丸町40-14
〃 久野 茂樹 越前市四郎丸町37-10
〃 小泉 孝道 越前市常久町1-9
〃 田中 清一 越前市妙法寺町573
〃 田中 正範 越前市千福町553
〃 大久保 裕司 越前市上太田町34-8
〃 田中 丈造 越前市下四目町10-17
〃 田中 博 越前市新保町20-12
監事 佐治 卯門 越前市中平吹町81-40-3
〃 大橋 広明 越前市松森町19-1-2
〃 古木 信夫 越前市上太田町33-20-6

鯖江片上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月31日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 宮崎 大 鯖江市南井町4-6
〃 松塚 光乗 鯖江市大正寺町11-8
〃 前田 正人 鯖江市四方谷町1-1
〃 稲崎 長 鯖江市四方谷町5-44
〃 富田 敏彦 鯖江市四方谷町4-38
〃 熊野 克信 鯖江市大野町12-118
〃 熊野 佐治平 鯖江市大野町22-1
〃 栗原 義孝 鯖江市大野町29-5

〃 黒田 正知 鯖江市別所町30-39
〃 杉本 敏行 鯖江市別所町33-11
監事 西尾 裕和 鯖江市南井町5-46
〃 小島 守夫 鯖江市別所町30-54
〃 笠嶋 正信 鯖江市上河端町55-43

鯖江日野川西部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月25日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 笠原 健治 鯖江市上野田町3-3

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
福井県道路管理情報システム等保守管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部道路保全課
福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社ほくつう福井支社
福井県福井市問屋町2丁目43番地
- 5 契約金額
130,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
福井県道路管理情報システム等に搭載されているソフトウェアは、同社が開発したプログラムであり、またシステムは各種センサーおよび監視カメラ等システム全体に点在しているサブシステムと複雑に連携していることから、これらの状況について詳細に把

握できるのは開発業者のみであるため。

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、福井駅前南通り地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 組合の名称
福井駅前南通り地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
福井市中央1丁目10番8号エモビル3階
- 3 事業施行期間
令和4年6月21日から令和12年3月31日まで
- 4 施行地区
福井市中央1丁目1801番、1803番から1807番、1808番2、1835番から1841番、1901番から1903番、1906番から1930番2、2311番から2319番4、3003番、3・4・14福井駅豊島上町線の一部、3・4・15城の橋線の一部、3・5・63北の庄線の一部、市道中央1-332号線の一部、市道中央1-337号線の一部、市道中央1-339号線の一部、市道中央1-625号線の一部、ガレリアポケット公園の一部
- 5 組合設立認可の年月日
令和4年6月16日
- 6 定款の変更の認可の年月日
令和7年4月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした一般財団法人日本建築センターから同法第77条の35の8第2項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福井県知事 杉本 達治

- 1 変更の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
変更後 大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号
- 2 変更年月日
令和7年4月30日

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第1号

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項の規定により告示する。

令和7年5月13日

福井県教育委員会

有形文化財の指定 4件

種別	文化財の名称	文化財所在地	所有者
建造物	伊井白山神社本殿 附 棟札類2枚	あわら市伊井36	伊井白山神社
古文書	組屋家文書	小浜市小浜白鬚112 (小浜市立図書館)	小浜市
考古資料	鼓山古墳群出土品	福井市宝永3丁目12-1 (福井市立郷土歴史博物館)	福井市
歴史資料	紙製地球儀 附 紙本墨書『地球讀並序』1巻	小浜市遠敷2丁目104 (福井県立若狭歴史博物館)	福井県

監査委員告示

福井県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事、教育委員会教育長および公安委員会委員長から、令和7年2月19日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和7年5月13日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

Ⅰ 総務部

監査対象機関	知事公室広報広聴課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 115,500円)
措置の内容	課員全員に対し、常に細心の注意を払い安全運転に努めるとともに、同乗者も周囲の安全確認を行うなど、安全運転の意識向上と道路交通法規の遵守を徹底するよう指導した。更に、県内交通事故に関する情報を課内で共有し、交通事故の防止に努めている。

監査対象機関	財産活用課
監査の結果	昨年度に引き続き、庁舎維持管理負担金の算定を誤っているものがあつた。2,866円を過少に調定し、後日追加徴収していたほか、90,074円を過大に調定し、過大徴収分7,211円を後日還付していた。
措置の内容	負担金の算定誤りについては、令和4年度は他団体の電気使用量を誤って引用したことが原因であり、昨年度は第3四半期請求時に第2四半期の実績を誤って引用したことが原因であつた。 今年度の第1四半期請求分からは、決裁時に過去の期ごとの実績（昨年度および今年度）を添付することで算出根拠に誤りがないかの確認を徹底し、再発防止に努めている。

2 未来創造部

監査対象機関	DX推進課
監査の結果	1 昨年度に引き続き、委託業務にかかる特定調達において、落札者等の公示が遅れているものがあつた。 2 歳出予算を執行する際は、事前に執行何を作成し決裁を受けなければならないが、委託料にかかる執行何の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあつた。
措置の内容	1 特定調達契約の案件一覧を課内で共有するとともに、入札結果報告書には、必ず県報掲載の起案を添付するよう徹底し、公示遅れがないよう努めていく。 2 業務の繁忙期には、担当者ひとりが抱え込まないよう、正、副の担当者間で業務のフォローを行うとともに、グループリーダーが進捗管理を徹底し、適切な会計事務の執行に努めていく。

監査対象機関	新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 72,300円)
措置の内容	課員全員に対し、公私を問わず交通法規を遵守し、安全運転に努めるよう改めて周知徹底した。今後も、あらゆる機会を捉えて交通事故防止に関する意識啓発を図っていく。

監査対象機関	嶺南振興局（二州）
監査の結果	補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。
措置の内容	補助金の交付申請から支払いまでの手続、処理年月日などを網羅したチェックリストの情報を共有して「見える化」し、複数職員が補助事業の進捗状況を定期的に確認することで再発防止を図っている。

3 防災安全部

監査対象機関	危機管理課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 258,665円)
措置の内容	公用車を運転する際は、常に細心の注意を払いながら安全運転に努めるとともに、交通法規を遵守するよう職員に対して改めて周知徹底し、安全運転の意識向上を図った。

監査対象機関	消防保安課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 171,136円)
措置の内容	職員に対して、常に注意を払いながら、安全運転を心がけるとともに、交通法規を遵守するよう周知徹底し、安全運転の意識向上を図った。

4 交流文化部

監査対象機関	観光誘客課
監査の結果	<p>1 資金前渡した通信運搬費について、資金前渡職員口座からの払出しが遅れたため、職員が立替払しているものがあった。</p> <p>2 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、委託料に係る執行伺の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあった。</p> <p>3 公用車の事故（人身・物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 1,410,738円・修繕費 422,169円、損害賠償額 402,605円）</p>
措置の内容	<p>1 資金前渡する場合は、払出しの日程を複数職員により管理するよう体制の見直しを行った。</p> <p>2 グループの業務の進捗状況について、リーダーが定期的確認を行うとともに、複数職員による内容確認を徹底するよう職員に指導を行った。</p> <p>3 事故を起こした本人に対し、公用車を使用しているという自覚を持ち、細心の注意を払って運転するように指導するとともに、他職員に対しても自動車運転に細心の注意を払うよう改めて指導を行った。</p>

監査対象機関	文化・スポーツ局文化課
監査の結果	<p>1 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、委託料にかかる執行伺の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあった。</p> <p>2 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 142,293円・修繕費 210,108円）</p>
措置の内容	<p>1 委託事業等の手続状況について、一覧表を作成するなど、各グループリーダー等が定期的に進捗を確認し、執行伺の作成が遅れないよう徹底する。</p> <p>2 所属長が課員全員に対して道路交通法の遵守および安全運転の声掛けを行い、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課
監査の結果	<p>公用車の事故（人身・物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 87,744円・修繕費 77,078円）</p>
措置の内容	<p>全職員に対し、交通安全と交通法規の遵守について注意喚起を徹底し、公用車は公有財産であることを強く認識させた。また、事故の際には速やかな報告をするよう周知徹底を図った。</p>

5 健康福祉部

監査対象機関	地域福祉課
監査の結果	<p>令和4年度に発注しなければならない工事について、契約手続を失念し契約締結が年度を超え大幅に遅れたことにより、資材等の価格高騰と供給不足の影響を受け、当初の予算額と工期で施工できなくなっていた。</p>
措置の内容	<p>業務の進行管理を複数職員で共有・把握するとともに、課員の業務の平準化を図るため事務分担の見直しを行い、適正に予算を執行する体制をとった。</p>

監査対象機関	長寿福祉課
監査の結果	<p>前回監査において指導された補助金交付事務マニュアルの記載誤りについて、是正していなかった。</p>
措置の内容	<p>前回監査で指導を受けた内容については、令和5年度から補助の仕組みを見直しで対応し、さらに改正が必要であった部分についても修正済みである。</p>

監査対象機関	障がい福祉課
監査の結果	<p>国から発出された債権発生通知を未処理のまま保管し、福井市および永平寺町への納付書の送付が遅れたことにより、福井市に延滞金1,199円が発生していた。</p>
措置の内容	<p>国より債権発生通知が届き次第、速やかに審査指導課へ回送するよう課員に周知徹底した。 また、審査指導課に依頼し、適正な会計事務処理方法について指導してもらい、課員の資質向上を図った。 今後は、課内のチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

監査対象機関	こども未来課
監査の結果	指名競争入札において、最低制限価格の算定に必要な基準額の入力を誤ったため、入札を無効としたものがあった。
措置の内容	部内で事業の概要等を共有するとともに、課内で勉強会を実施し、課員全員に正しいシステム入力方法を徹底した。

監査対象機関	児童家庭課
監査の結果	1 補助金について、交付決定が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。 2 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。
措置の内容	1 各事業の進捗について、事業担当者だけでなく複数職員で管理し、交付決定が適切に行われるようチェック体制を強化した。 2 契約に関する事務の流れについて、全職員が改めて確認し、必要な手続を適正に行うよう周知徹底した。

監査対象機関	嶺南振興局二州健康福祉センター
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 158,719円)
措置の内容	自動車の安全運転と交通規則の遵守を徹底するよう全職員に対して注意を促した。本件損傷は、夜間に狭い公用車駐車場の使用を試みたことが一因であるため、夜間・悪天候等の条件不良時は、一時的に広い来客用駐車場を使用するよう全職員に指導した。

監査対象機関	和敬学園
監査の結果	通帳を紛失したと誤認し、取引明細表発行手数料を支出していた。また、通帳発行手数料を職員が立替払していた。
措置の内容	通帳をはじめ金庫内の物品を持ち出す際と戻す際には、総務課長と担当者として目視確認を徹底するとともに、すべての通帳が金庫内に保管されているかを、月に一度以上目視で確認し、紛失や紛失誤認が起きないように取り組んだ。 また、公的に必要な経費が発生した場合は、公費で所要経費を支出する旨を職員に周知し、職場全体で認識の共有を行った。

6 産業労働部

監査対象機関	労働政策課
監査の結果	請求金額の確認不足により、補助金1件8,000円を過大に交付し、後日返納させていた。
措置の内容	補助金の各正副担当者に、支出命令の際には、請求書の請求金額に誤りがないか、補助金の実績報告書等の根拠資料との確認をするよう周知した。

監査対象機関	成長産業立地課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 318,461円、126,500円)
措置の内容	公用車の運転を伴う用務においては時間に余裕を持って行動し、安全運転を徹底するとともに、特に後退時には周囲の確認を徹底するよう、課内ミーティング等の機会に周知した。

監査対象機関	商業・市場開拓課
監査の結果	委託料に係る執行伺の作成が遅れ、契約締結前に業務に着手させているものがあった。
措置の内容	委託業務について、契約に関する事務の流れの再確認と適正な執行を各担当者に周知徹底した。また、事業担当者だけでなく、複数職員で事務手続の進捗管理を行う体制に改め、再発防止に努めている。

7 農林水産部

監査対象機関	流通販売課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 186,912円、99,506円)
措置の内容	所属職員に対し、公務内外を問わず交通法規の遵守と安全運転に努めるよう改めて周知・徹底した。今後も、あらゆる機会を捉えて、安全運転に努めるよう呼びかけを行っていく。

監査対象機関	中山間農業・畜産課
監査の結果	補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。
措置の内容	実績報告書を受領後、すみやかに額の確定の手続きを行うよう徹底する。また、事業担当者だけでなく、複数の職員で進捗管理を行うこととした。

監査対象機関	水産課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 128,084円)
措置の内容	運転者に対し、後退時における周囲の確認および安全運転の徹底を指導した。また全課員に対しても、公用車に同乗する際、後退時には降車して安全確認を徹底するよう指導する等、再発防止を図っている。

監査対象機関	県産材活用課
監査の結果	公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 300,454円、364,100円)
措置の内容	県庁地下駐車場の利用経験の少ない職員については、県庁地下駐車場安全運転講習会を受講させるとともに、全職員に対し、公道以外の運転も含め安全運転の徹底を指導した。

監査対象機関	福井農林総合事務所
監査の結果	公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 44,000円)
措置の内容	運転開始時の声掛け、および毎月の所内連絡会において、交通法規の遵守および安全運転の励行についての注意喚起を行った。また県警察署員を講師とする交通安全教室を開催し、交通安全に対する職員の意識向上を図った。

監査対象機関	坂井農林総合事務所
監査の結果	国有林管理の瑕疵により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 111,000円)
措置の内容	管理道への進入路に通行禁止の看板を別途配置するとともに、豪雨の際には速やかに現地パトロールを行い、安全対策の徹底に努める。

監査対象機関	丹南農林総合事務所
監査の結果	公用車の事故(人身・物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 3,080,775円、963,088円・修繕費 165,000円)
措置の内容	事業所として越前警察署が主催する「無事故・無違反コンクール」に参加するとともに、職員が安全運転講習会を受講することで交通安全意識の高揚を図った。 また、日頃から部課長を通じ、職員に対し、安全運転を呼びかけ事故防止に努めている。

監査対象機関	畜産試験場
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 118,800円)
措置の内容	不慣れな地域での公用車走行時においても、周囲の安全確認を徹底するよう指導した。 また、所属職員に対し、公務内外を問わず交通法規の遵守と安全運転に努めるよう改めて周知徹底した。今後も、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する意識啓発を図っていく。

8 土木部

監査対象機関	港湾空港課
監査の結果	1 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。 (修繕費 160,600円) 2 通帳を紛失し、再発行に要する諸経費3,850円を支出していた。
措置の内容	1 課員全員に対し、損傷事案の発生原因を説明し、リスク回避に対する意識付けを行うとともに、物品を取扱う際には細心の注意を払うよう改めて周知徹底した。 2 毎月の前渡資金出納計算書の決裁時に、複数職員により通帳が保管されていることも確認し、再発防止に努めた。

監査対象機関	公共建築課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 （損害賠償額 1,041,137円・修繕費 491,608円）
措置の内容	事故後、所屬長より、改めて課員全員に対し、安全運転の徹底について指導を行った。その後も定期的に、課内打ち合わせの際、公用車使用時の法令順守や安全運転の徹底について指導を行っている。

監査対象機関	福井土木事務所
監査の結果	1 手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。 2 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。 3 道路占用料等の調定で著しく遅れているものがあった。
措置の内容	1 証紙収納に係るシステムへの登録や修正を行う際には、登録画面のコピーを起案に添付し、回議者が証紙原本と登録内容を突合するなど、確認を徹底し再発防止に努めている。 2 財務規則等の規定を遵守するよう職員に指導するとともに、公印管守者に対しては、起案書類と押印文書に相違がないかの確認を徹底することとした。また、起案担当者に対しては、起案書類と押印文書の公印管守者への提示を徹底することを指示し、再発防止に努めている。 3 年度当初に起案すべき道路占用料等の一覧を事前に作成し、調定の起案者および回議者が一覧を確認しながらチェックを行うこととした。

監査対象機関	三国土木事務所
監査の結果	戻入処理しなければならない当年度支出に係る登録免許税の還付について、歳入調定し雑入で受け入れていた。
措置の内容	全職員を対象として、職場研修を実施した。歳入、歳出としてそれぞれ処理すべき事務を確認し、財務規則に基づき適切に事務執行するよう周知徹底した。

監査対象機関	丹南土木事務所
監査の結果	公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。また、うち1台が廃車せざるを得なくなっていた。 （損害賠償額 405,680円・修繕費 99,000円・車両運搬費 225,280円、修繕費 98,692円、18,744円）
措置の内容	職員の安全運転の意識向上のため、令和6年7月に交通安全講習会を開催した。今後も職員の交通安全と交通法規の遵守について注意喚起していく。

監査対象機関	嶺南振興局敦賀土木事務所
監査の結果	工事に係る負担金について、誤って次年度の予定額で請求し、収納したものがあった。
措置の内容	複数職員による負担金の算定資料の確認を徹底し、再発防止に努めるよう関係職員に指導を行った。

9 県立病院

監査対象機関	県立病院
監査の結果	委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。
措置の内容	契約額を変更する際は、支出負担行為何額の変更に加え、契約書の内容を確認した上で変更契約を締結するよう、改めて担当職員に周知した。審査の過程で審査担当者も特に入念に確認を徹底している。

福井県教育委員会教育長からの措置報告

監査対象機関	保健体育課
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 （修繕費 282,722円）
措置の内容	所属内の機械式駐車場で事故であるため、発車・駐車時には可能な限り複数人での安全確認を行うよう周知した。また、機械式駐車場にクッション材を貼付し、同様の事故の再発防止を図った。

監査対象機関	芦原青年の家
監査の結果	施設使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものが複数あった。
措置の内容	納入通知書を発行する前に調定決議書の決裁漏れがないか複数職員による確認を徹底した。また、事業担当者が納入通知書を発送する前に公印管理者が押印状況を確認することとし、再発防止を図っていく。

監査対象機関	若狭高等学校
監査の結果	著作権等の侵害により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 300,000円)
措置の内容	全教職員を対象とした著作権に関する校内研修会を開催して、学校教育における著作権の注意点を改めて確認し、著作権等の侵害について再発防止を図った。

監査対象機関	武生商工高等学校
監査の結果	報償費について、債権者を誤って支出し、後日返納を受けているものがあつた。
措置の内容	雇用件を作成する時には、債権者の情報に誤りがないか、必ず担当教諭にも確認を求めることとした。また、雇用後に変更が必要となった場合には、変更手続きの段階から事務部へ情報共有を行うよう徹底していく。

監査対象機関	敦賀工業高等学校
監査の結果	行政財産使用許可に係る電気料個人負担金について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあつた。
措置の内容	年度当初の行政財産使用許可について、起案書に使用料徴収月チェック欄を追記し、調定決議書の決裁回議の失念防止に努める。 また、公印は公印管理者の承認を得てから押印するよう徹底する。

福井県公安委員会委員長からの措置報告

監査対象機関	監察課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 104,500円・修繕費 64,482円)
措置の内容	当事者に対しては、事故発生後、同乗者を含め発生原因と回避可能性、交通事故が組織に及ぼす影響について、幹部から直接指導をするとともに、危険予知トレーニングを実施した。 事故原因が運転者の後方確認の不徹底に起因し、誰にでも起こりうることから、全課員に対して県民の模範となる安全運転に努め、運行前の周辺確認や同乗者による後方誘導等について徹底するよう指導した。

監査対象機関	地域機動警察隊
監査の結果	公用車を損傷し、修繕費および車両引上げ手数料の支払が発生していた。(修繕費等 134,035円、9,900円)
措置の内容	若手職員に対して、運転技能訓練の研修を受けた隊員による同乗運転指導を実施し、運転技術や安全運転に対する意識の向上を図った。 また、全隊員に対して、安全運転に対する意識を持続できるように、隊員が経験したヒヤリハット事例を基に指導、教養を行い、交通事故の防止に対する意識向上を図った。

監査対象機関	組織犯罪対策課
監査の結果	公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。 (損害賠償額 112,277円)
措置の内容	単独運転中の後退時の接触事故であり、運転者に対して後退時における周囲の安全確認の徹底を指導した。 また、全課員に対しても、同様に指導教養するとともに、天候や交通環境に応じた具体的な運転方法等について指導し、再発防止を図っている。

監査対象機関	福井警察署
監査の結果	公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 317,812円・修繕費 96,602円、損害賠償額 216,282円、修繕費 126,720円)

措置の内容	<p>当事者に対しては、事故が組織に及ぼす影響等について幹部が指導教養するとともに、交通事故防止教養および同乗運転指導を実施し、再発防止を図った。</p> <p>また、全署員に対して、自動車保険会社監修の安全運転診断を実施し、個々に安全運転のためのアドバイスをを行ったほか、新人警察官・職員に対する同乗運転指導、ドライブレコーダーの設置推奨などを実施し、交通事故防止に対する意識向上を図った。</p>
-------	--

監査対象機関	福井南警察署
監査の結果	<p>故障車両移動中に個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。</p> <p>(損害賠償額 88,519円)</p>
措置の内容	<p>簡易レッカーの取扱要領に基づき、同資機材を用いた実践的訓練を定期的実施するなど取扱技能の習熟を図り、同種事案の再発防止に努めている。</p>

監査対象機関	大野警察署
監査の結果	<p>公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>(損害賠償額 152,998円・修繕費 466,367円)</p>
措置の内容	<p>交通事故を起こした職員に対しては、道路状況確認の重要性や運転技能等に関する個別指導を実施し、再発防止を図った。</p> <p>また、全署員に対して、毎朝点検、招集日等あらゆる機会を通じて、交通事故防止対策を指示し意識の向上を図るとともに、緊急走行訓練を実施し、実車による走行技術の確認、緊急走行要領を周知した。</p>

監査対象機関	勝山警察署
監査の結果	<p>公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。</p> <p>(修繕費 326,183円、198,385円)</p>
措置の内容	<p>交通事故防止に関し、毎朝点検時等あらゆる機会を通じて車両運転についての指導教養および注意喚起を行い、意識向上に努めている。</p> <p>また、事故を起こした職員に対しては、交通事故防止教養および運転指導を実施して、再発防止を図った。</p>

監査対象機関	坂井警察署
監査の結果	<p>公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。</p> <p>(修繕費 152,900円、62,359円、1,100円)</p>
措置の内容	<p>署内全体会を始めとする様々な機会を通じて、天候や交通環境等に応じた具体的な事故防止策を示すなど、繰り返し安全運転に関する意識向上を図っている。</p> <p>また、当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導を受講させ、再発防止を図った。</p>

監査対象機関	あわら警察署
監査の結果	<p>手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。</p> <p>また、手数料を誤って収納し、後日、過誤納金として還付しているものがあつた。</p>
措置の内容	<p>担当者がシステムへ収納登録した後は、必ず職員複数名で証紙収納簿と証紙原本を突合し、確認することとした。</p> <p>また、不要な手数料を誤って収納することのないよう、窓口では、カウンターに注意喚起の案内表示を設け、申請者との双方で申請内容を確認するとともに、受理の際には、他職員が記載内容について再度点検することとし、再発防止を図っている。</p>

監査対象機関	鯖江警察署
監査の結果	<p>公用車の事故(人身・物損1件、物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。</p> <p>(損害賠償額 713,876円、修繕費 63,239円)</p>
措置の内容	<p>交通事故を起こした職員に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導講習を受講させ、再発防止を図った。</p> <p>また、全署員に対し、毎朝点検や招集行事等のあらゆる機会をとらえて、天候や交通環境に応じた具体的な運転方法を指示するほか、交通課員による安全運転教養の実施等を通じ、交通事故防止に対する意識の向上を図っている。</p>

監査対象機関	越前警察署
監査の結果	公用車およびアーケード支柱を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 272,619円、99,000円)
措置の内容	交通事故を起こした職員に対しては、交通事故防止に関する教育と同乗運転指導を実施し、安全運転意識および運転技能を高めさせて交通事故の再発防止を図った。 他の職員に対しては、毎朝点検や招集行事等において、天候や交通環境等に応じた具体的な運転方法、車両の日常点検および駐車時の交通誘導を徹底させる等の交通事故防止対策を指示して、安全運転に対する意識向上を図っている。

監査対象機関	敦賀警察署
監査の結果	公用車の事故(物損4件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。 (損害賠償額 61,380円・修繕費 200,000円、 修繕費 184,254円、29,480円、6,600円)
措置の内容	当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗運転指導を実施し再発防止を図った。 また、全署員に対しては、毎朝点検時等に車両の日常点検や駐車時の交通誘導の徹底、交通事故防止に関する具体的な指示を行っている。

監査対象機関	小浜警察署
監査の結果	1 手数料納付システム利用により納付された手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。 2 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。 (修繕費 413,919円、172,733円、99,920円)
措置の内容	1 業務担当課と会計担当課との情報連携を確実にするとともに、関係書類の確認は複数人で行うことにより再発防止に努めている。 2 交通事故防止に関し、毎朝点検における幹部の指示等あらゆる機会を通じて天候や交通環境に応じた具体的な運転方法など交通事故防止対策を指示している。 また、他所属での事故を情報共有し、発生原因や注意点等の交通課長教養を実施している。 当事者に対しては、交通事故防止教養および同乗者指導を受講させ再発防止を図った。

福井県監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から令和7年2月25日付けの監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、その内容を次のとおり公表する。

令和7年5月13日

福井県監査委員 山本 建
同 松崎 雄城
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

監査対象機関 (監査対象団体)	未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 (京福バス株式会社)
監査の結果	補助金について、適正な検査をしていなかったため、10,000円を過大に交付していた。
措置の内容	過大交付判明後すぐに返納処理を行った。また、全職員が補助金についての会計事務動画研修を受講し、補助金交付要綱や補助金交付事務マニュアルに基づき適正に検査するよう周知徹底した。

監査対象機関 (監査対象団体)	交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課 (一般社団法人福井県クレール射撃協会)
監査の結果	指定管理者に管理を行わせている福井県立クレール射撃場の利用料金について、条例で定める限度額を超えて設定されていることに気付かず承認していた。
措置の内容	事業計画書等の承認時には複数人で条例との整合性等を精査・確認するとともに、定期的なモニタリングを行いチェック体制を強化していく。 また、指定管理者には利用料金の設定を含めた適切な事務の執行を求めた。

監査対象機関 (監査対象団体)	健康福祉部長寿福祉課 (有限会社あんしん村グループ)
監査の結果	補助金について、申請額の誤りに気付かず、20,000円を過大に交付していた。
措置の内容	当該補助金は、介護サービスごとに上限額が定められており、上限額を超えて補助を行う場合には事前に国の承認が必要となる。本件においては、複数の介護サービスの経費をまとめて交付申請が行われ、それに基づき介護サービスごとに承認を受けて総額で交付決定を行った。その後、実績報告において国の承認を受けた額より20,000円多くなっているサービスがあったが、総額は交付決定額を満たしていたため、当初の交付決定額の支払いを行った。変更後の承認については、事後に国へ説明し追加承認を受けたため、返還が必要なものではない。 今後は、複数で確認する体制を徹底する。

監査対象機関 (監査対象団体)	健康福祉部児童家庭課 (ふくい福祉事業団・丹青社福井県児童科学館運営共同事業体)
監査の結果	補助金について、適正な検査をしていなかったため、400円を過大に交付していた。
措置の内容	補助金実施要綱の記載誤りが原因であるため、補助金実施要綱および交付事務マニュアル等を作成する際は、記載誤りがないよう十分に確認する。併せて、実績報告書の複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者および機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月13日

福井県公安委員会

委員長 禿 了修

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施時間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	令和7年6月23日(月)から 令和7年6月30日(月)まで	30名
	追加取得講習	令和7年6月26日(木)から 令和7年6月30日(月)まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者

オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和7年5月26日（月）から同年6月4日（水）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後4時までの間（日曜日、および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付要領

受講希望者は、受付期間内に、下記5の問合せ先へ電話で予約を行い、受理番号を取得した後、受講申請書を提出すること。

(3) 提出場所

福井県内の警察署（福井市および永平寺町の区域にあつては、福井県警察本部生活安全許認可センターへ提出）

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(4) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

a 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

<p>b 履歴書 1通</p> <p>(イ) 上記3(1)イに該当する者 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>(ウ) 上記3(1)ウに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>(エ) 上記3(1)エに該当する者 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通</p> <p>(オ) 上記3(1)オに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>ウ 追加取得講習</p> <p>(ア) 上記3(2)アに該当する者</p> <p>a 警備業務従事証明書 1通</p> <p>b 履歴書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1通</p> <p>(イ) 上記3(2)イに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>b 資格者証等の写し 1通</p> <p>(ウ) 上記3(2)ウに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1枚</p> <p>(エ) 上記3(2)エに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 資格者証等の写し 1枚</p> <p>(オ) 上記3(2)オに該当する者</p> <p>a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通</p> <p>b 警備業務従事証明書 1通</p> <p>c 資格者証等の写し 1枚</p> <p>(5) 手数料</p> <p>ア 新規取得講習 38,000円</p> <p>イ 追加取得講習 14,000円</p> <p>に相当する手数料を納入すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p>	<p>5 講習に関する問合せ先 福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 電話0776-22-2880(内線3192、3193)</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 委託先 本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>(2) 修了考査 講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。</p>
--	--